

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「プロフェッショナル・サービス」を社是に掲げ、お客様にご満足いただける技術・品質を追求し、お客様のIT化のご要望に応えるべく、積極的提案の実施を経営の基本方針としております。

また、経営理念として「顧客への提言」、「社会への責任」、「社員への信頼」を定め、お客様の長きに亘るパートナーとなるべく、社会的責任を意識して行動し、そして、社員と共に成長する企業を目指しております。

この社是及び経営理念に基づき、社員一人一人がプロフェッショナルとしての自覚とスキルを持ち、高度なサービスを提供していくことによってお客様の満足を得ると同時に、情報サービス産業の一端を担い、広く産業界に貢献することに努めております。プロフェッショナルとしての高い技術と、確かな知識及び情熱をもって、お客様の問題解決に向けた不断の努力の継続が不可欠と考えております。

また、株主の皆様ごの期待に充分に応えること及び社会的公器として企業活動を通じて社会に貢献することは、企業として果たすべき重要な責務と認識しております。

このような考え方のもと、当社はコーポレート・ガバナンスについて、経営上の重要課題として位置づけております。「株主、顧客、社員、そして社会から存在を期待される企業」として、経営上の組織体制や仕組みを整備し、必要な施策を実施していくことをコーポレート・ガバナンスに関する基本としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則3-1-2】

外国人株主の保有割合は低く、海外投資家からの英文資料要請・問い合わせも少ないことから、現時点では英文資料の作成は行っておりません。

今後、外国人株主や海外投資家からの英文資料の要請や照会が増加した場合には、英文での情報開示を検討してまいります。

【補充原則4-1-2】

当社では、中期的な経営方針・経営戦略及び経営目標を定め、これに基づき事業運営を行っており、この内容について、決算短信・事業報告・有価証券報告書・コーポレートガバナンス報告書・コーポレートサイト等において「目指す姿」として具体的内容を開示しております。

単年度の事業計画の進捗状況は、取締役会において進捗状況や対策を確認・協議しており、中期的な事業運営の考え方である「目指す姿」についても、各四半期毎に取締役会に報告のうえ、必要な協議・検討を行い、事業運営に反映させております。

なお、計数計画は、単年度計画のみを公表しておりますが、引き続き、単年度及び中期的な観点から事業運営に取り組んでいく方針です。

【補充原則4-1-3】

役員の後継者育成は、人事考課や役職付与・人事異動等を通じ、後継者となり得る人材を選定のうえ、これらの後継候補者への役職付与や業務ローテーション等を通じ、中長期的な人材育成を行っております。

役員への選任及び担当変更は、経営の中核を担う能力・意思、判断力や柔軟性、遵法精神等の観点から、事前に関係者・関係部署と慎重に協議のうえ実施しており、取締役会としては、この選任・担当変更案を取締役会にて審議することを通じて監督を行っております。

【補充原則4-2-1】

株価は業績よりも市場動向に大きく左右されるため、報酬としては実効的ではないと判断し、自社株報酬は採用せず、業績及び利益成長に重点を置いた報酬制度を設計し、報酬額を決定しております。

現在、当社においては、自社株報酬など中長期的な業績と連動する役員報酬制度は導入しておりませんが、持続的な成長に向けた中長期のインセンティブを含む新たな制度については、今後の検討課題といたします。

【補充原則4-10-1】

任意の諮問機関は設置しておりませんが、独立社外取締役と、その他の役員や会社側の事務局とのコミュニケーションは十分に取れるよう配慮しており、指名・報酬などの特に重要な事項に関する検討にあたっては、監査等委員会・独立社外取締役の適切な関与・助言を得られているものと考えております。

今後事業規模等を勘案しながら、必要に応じ、任意の諮問機関の設置について検討してまいります。

【原則4-11】

取締役会の人選については、当社の事業規模、事業分野、並びに各分野に関する専門性等を考慮して、現時点で適正と考えられる構成にしております。

監査等委員である取締役には、公認会計士や、国際経験・企業経営や経営戦略策定に関する豊富な経験や高い知見を有している方を選任しております。

ジェンダーや法務専門家の登用については、今後の当社の事業の方向性等を勘案し、必要に応じ検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

〔原則1-4 政策保有株式〕

当社は、当社事業の強化・拡充、並びに当社の基本事業戦略の推進に貢献し、中長期的に当社企業価値・株式価値向上に資すると判断され、かつ、リスク・リターン等の観点からその保有リスクが許容されると判断される場合に、取引先の株式等を取得し保有するものとしております。

また、政策保有株式について保有目的に合致しているか否かを毎年確認するとともに、資本コストとの比較や当該企業の将来見通し等の検証を通じて、当社の企業価値・株主価値向上の観点から保有の適否を確認する方針であります。

なお、政策保有株式に係る議決権の行使については、上程された議案が当社の保有目的に合致しているか否か、また、当社の企業価値・株式価値の向上に資するか否かを判断のうえ、政策保有株式に係る議決権を行使する方針であります。

〔原則1-7 関連当事者間の取引〕

当社と取締役との間の競業取引及び利益相反取引については、法令及び社内規則により、事前に取締役会における承認を得ることとし、当該取引を実施した場合には、当該取引の状況等を定期的に取締役会に報告することとしております。

また、主要株主との取引については、資本関係のない取引先と通常取引をする場合と同様に、市場価格、原価率等を勘案して価格等を決定することとしております。

〔原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮〕

当社は、企業年金の積立金の運用が従業員の安定的な資産形成だけでなく、当社の財政状態に影響を与える場合もあることを踏まえ、資産運用に必要な経験や資質を備えた人材を持ったSCSK企業年金基金に運用を預託しております。

当該企業年金基金では、加入者及び受給者に対し、確実に年金・一時金の給付ができるように、積立金の運用に関する専門的知識を有する人材を配し、実務や研修を通じた人材の専門性向上にも努めております。

なお、当該基金には、当社社員が代議員として参画しており、四半期毎の運用状況報告及び年一回の決算報告を受け、意思決定機関である代議員総会では十分な議論のうえ、運営方針等の決定が行われております。また、これらの活動を通じて、企業年金の受益者と会社との間で利益相反が生じないよう監督しております。

〔原則3-1 情報開示の充実〕

当社は、情報開示は会社の意思決定の透明性・公平性確保の観点から重要な経営責務の一つであり、株主・投資家の皆様をはじめとする様々なステークホルダーに当社の経営に係る意思決定及び事業活動に対する理解を深めていただくために、適時適切な情報開示を行うよう心掛けております。

また、経営成績や財務情報等に関しての法令に基づく開示はもとより、当社が重要だと判断する非財務情報等についても、当社コーポレートサイト等の各種情報伝達手段を活用のうえ、積極的に開示を行うことを情報開示の基本方針としております。

また、情報開示にあたっては、有価証券報告書や四半期報告書、事業報告や計算書類等といった各種情報開示資料の作成において、可能な限り丁寧かつ分かり易く内容を記載するよう心掛けております。

1. 当社の目指す姿

当社は、中長期的に「No.1基盤技術を中核に業界トップレベル」の企業になることを目指しており、「技術、顧客満足度、収益力、働きやすさ」の各分野でのレベル向上を図り、「収益体質の改革」と「当社ならではのビジネスによる成長」に段階的に取り組んでいく方針であります。このための具体的な施策として、次の基本戦略を着実に推進してまいります。

(i) 既存ビジネスモデルの改革

・システム開発業界における顧客との主な契約形態は、作業対価型と成果物対価型がありますが、生産性向上や品質改善などの当社の経営努力を契約条件に反映させるためには成果物対価型にシフトしていく必要があります。この取り組みは、より高い価値を顧客に提供し、顧客満足度を高めながら、併せて当社としての「収益体質の改革」を図っていくものであり、顧客と当社の双方にとってメリットのあるものとして、契約形態の見直しを積極的に推進していく方針であります。

・当社リソースを最大限に活用し、中長期的な成長を目指していくために、「選択と集中:事業ポートフォリオの変革」に取り組み、基盤及びSAPビジネスにリソースを集中し強化を図りつつ、アプリケーションビジネスについても当社の強みを発揮できる得意分野への注力を進めます。

・「SCSKグループとの連携・協業」に積極的に取り組み、既存顧客への深耕と新規顧客の開拓を推進します。

(ii) 新規事業への取り組み

・中長期的な成長及び新たな収益基盤の確保の観点から、新規事業の創出は重要な経営テーマであり、「AI(Artificial Intelligence:人工知能、IBM社のWatson等)」、「API公開(Application Programming Interface:ソフトウェアの機能の共有・公開)」、「RPA(Robotic Process Automation:ロボットによる業務自動化)」等の技術・ビジネス分野において、当社ならではの「新規サービスの開発・展開」を積極的に推進します。

(iii) 働きやすさへの取り組み

・当社における働きやすさへの取り組みとして、「ダイバーシティの推進」、「給与水準の引き上げ」、「コミュニケーション活性化・テレワーク推進」を図っていきます。当該取り組みは、社員のモチベーション向上と同時に、企業としての生産性向上に繋がるものであり、重要な経営課題と認識しております。これらの施策を進めることで、業務の効率性向上及びワーク・ライフ・バランスの拡充を目指します。

・「ダイバーシティの推進」では、女性社員の採用の強化やシニア層活躍の場を広げることを通じ、人手不足の深刻化や高齢化への対応に備えます。

・「給与水準の引き上げ」では、制度改定による社員の給与水準の引き上げを段階的に実施し、処遇面での改善を推進いたします。

・「コミュニケーション活性化とテレワーク推進」では、モバイルツールを活用した勤務地と本社間のコミュニケーション強化、在宅勤務やサテライトオフィスを活用したテレワークを推進いたします。

2. コーポレートガバナンスに関する考え方と基本方針

本報告書の「1. 基本的な考え方」をご参照ください。

3. 取締役・経営陣幹部の報酬の決定方針と手続

取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬は、取締役会にてその方針と手続を決定したうえで、当社の事業規模や人材確保の観点から勘案し、併せて個人の実績及び会社業績並びにグループ方針を総合的に加味して個別の額を決定しております。また、監査等委員である取締役は、監査等委員会において協議され、決定されております。

4. 取締役・経営陣幹部の選解任と手続

取締役(監査等委員である取締役を除く)候補者及び経営陣幹部については、当社の取締役又は経営陣幹部として必要な知識、経験及び実績を具備していること、取締役会で建設的な議論ができること、優れたマネジメント能力を有し、法令及び企業倫理の遵守に徹する見識を有すること、業務執行取締役については分掌分野に十分な知見を有すること等を基準に取締役会にて決定しております。

また、監査等委員である取締役候補者については、監査又はマネジメントに係る知識、経験等を有し、客観的な見地で監査又は建設的な議論ができること等を基準に、監査等委員会の同意を得たうえで、取締役会にて決定しております。

社外取締役候補者の決定にあたっては、上記に加えて、企業経営並びに当社の経営に資する専門的かつ広範な知識を有していること等を主たる基準としております。

取締役(監査等委員である取締役を含む)を解任すべき事情が生じた場合には、取締役会において審議し、法令に則り手続きします。

5. 取締役・経営陣幹部の選解任理由

取締役及び社外取締役の選任理由については、株主総会に係る「招集ご通知」の参考書類及び本報告書「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況 1. 機関構成・組織運営等に係る事項」にて開示しております。

また、執行役員については、各人ごとにその有する知識・経験及び実績並びにマネジメント能力を客観的に評価し、担当職務を明確に定めたくて取締役会で選任しております。

解任については、原則3-1-4をご参照ください。

【補充原則4-1-1 取締役会の役割・責務(経営陣に対する委任の範囲)】

執行と監督の分離の観点から、法令又は定款上、取締役会が決議しなければならない事項を除き、取締役会は、取締役等に業務執行の決定権を委任しております。具体的には、取締役会において案件の性質及び金額等を基準として決裁に係る社内規程を定め、重要な業務執行以外は、取締役等に決裁権限を付与しております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、会社法に定める社外取締役の要件及び東京証券取引所が定める独立性基準に従い、独立役員である社外取締役を選任しております。

【補充原則4-11-1 取締役会のバランス規模等、取締役選任に関する方針・手続き】

取締役会の人選については、当社の事業規模、事業分野、並びに、各分野に関する専門性等を考慮して、現時点で適正と考えられる構成にしております。選任手続き等については、原則3-1-4をご参照ください。

【補充原則4-11-2 取締役の兼任の状況】

取締役(監査等委員である取締役を除く)及び監査等委員である取締役並びにそれらの候補者の重要な兼職の状況については、株主総会に係る「招集ご通知」の株主総会参考書類及び事業報告、並びに有価証券報告書等の開示書類において、毎年開示を行っております。

実績のある有識者であることから複数社の兼務となっておりますが、取締役会等において有益な助言・示唆を頂いており、適切な選任と判断しております。

【補充原則4-11-3 取締役会の実効性評価】

当社は、2017年5月以降、年一回各取締役に取締役会の構成、運営等の実効性に関するアンケートを行い、顧問弁護士に集計を依頼し、その結果をもとに取締役会において議論の上、取締役会の実効性評価を実施しております。

2018年3月期の取締役会の実効性評価結果としては、取締役会の構成、運営等に関し、概ね肯定的な評価が得られており、取締役会全体の実効性は確保されていると判断しました。

取締役会資料の事前説明のほか、当事業に関する社外取締役の理解が深まるよう情報提供の拡充を進めるとともに、中長期の経営戦略に関する議論の更なる充実を図るなど、今後も継続的に、取締役会の実効性の分析・評価と併せて、取締役会実効性の更なる向上に資する施策を推進してまいります。

【補充原則4-14-2 取締役に対するトレーニングの方針】

当社は、取締役・監査等委員がその機能を十分果たすことを可能とするため、その就任の際、また、就任後も継続的に、当社の事業・財務・組織等に関する必要な知識を習得できるよう、取締役・監査等委員に対して、それぞれの役割や責務を果たす上で必要になるトレーニングの機会を提供する方針であります。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、当社が相当と認める範囲及び方法で株主・投資家の皆様との間で建設的な対話を積極的に行っていく方針であります。

株主・投資家の皆様との建設的な対話を促進するための体制としましては、経営推進室長又は経営管理本部長を中心に、当社の企業活動について適時適切に株主・投資家の皆様に対し情報開示を行うべく、社内の体制を構築するとともに、実際の対話にあたっては可能な限り、経営推進室長又は経営管理本部長により株主・投資家の皆様との直接の対話を推進しております。

なお、株主・投資家の皆様との対話の際には、法令及び社内規程「インサイダー取引防止細則」の定めるところに従い、インサイダー情報を適切に管理しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
SCSK株式会社	4,768,000	69.51
JIEC社員持株会	699,000	10.19
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505224	150,000	2.18
株式会社光通信	139,000	2.02
ANAホールディングス株式会社	100,000	1.45
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	50,900	0.74
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	47,400	0.69
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002	41,000	0.59
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505050	32,200	0.46
岩本 卓也	31,700	0.46

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	SCSK株式会社 (上場:東京) (コード) 9719
補足説明	

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

上場会社である当社は、親会社以外の少数株主に不利益が生じないよう独立性を確保する必要があります。そのため、SCSKグループ会社との連携や協業は適切に推進する一方、取引においてグループ外の会社と同一とするなど、業務執行にあたっては、公平かつ公正に行っております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、取締役2名が親会社であるSCSK株式会社の執行役員を兼務しておりますが、豊富で多様な事業経営・運営に関する経験から経営執行等の適法性について当社にとって有用かつ客観的な指導・助言を得ており、また、事業活動及び経営判断につきましては、当社の企業価値向上に繋がるという観点で、公平かつ最適な意思決定を行っていることから、当社の上場会社としての独立性は確保されているものと考えております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
藤間 義雄	他の会社の出身者													
三谷 宏幸	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤間 義雄				公認会計士としての専門的見地及び経営に関する高い見識を当社の監査体制に活かしているだけのもので判断しております。 同氏は、当社の関係会社、大株主、主要な取引先等の関係者でないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、十分な独立性が確保されているものと考え、選任しております。

三谷 宏幸				国際経験及び企業経営、経営戦略策定に関する豊富な経験、見識を有しており、客観的な立場から経営判断を行えるため、取締役による職務執行の監督機能の維持・向上がさらに図れるものと判断しております。 同氏は、当社の関係会社、大株主、主要な取引先等の関係者でないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、十分な独立性が確保されるものと考え、選任しております。
-------	--	--	--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

当該使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性を確保するために、監査等委員会は当該使用人の人事について事前に報告を受け、必要に応じて変更を申し入れることができることとしております。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かないこととしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、社外取締役2名を含む3名で構成され、各監査等委員は監査等委員会が策定した計画に従って、取締役の業務執行状況を監査・監督すべく、業務活動の全般にわたり、方針、計画、手続の妥当性及業務実施の有効性、法令及び社内規程遵守状況等につき、重要会議体への出席、重要な書類の閲覧などを通じた監査を行います。

また、監査等委員会は会計監査人から監査の方法と結果につき報告を受けると共に、内部監査室より業務監査の方法と結果についても報告を受けることを通じ、財務報告及び業務執行状況の妥当性を確認いたします。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2016年6月開催の株主総会決議による限度額は、取締役(監査等委員である取締役を除く)150,000千円、監査等委員である取締役50,000千円です。但し、使用人兼務取締役の使用人給与は含みません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役に支払った報酬は、118,260千円です。なお、個別報酬額の決定は、内規によっております。

【社外取締役のサポート体制】

原則として、当社の管理部門スタッフが連絡窓口となって、必要とされる情報の提供・業務サポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1) 会社の機関の基本構成

当社は、2016年6月開催の定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行を目的とする定款変更議案が承認可決されたことにより、監査役会設置会社から社外取締役が過半数を占める「監査等委員会」を有する監査等委員会設置会社に移行しました。この移行は、経営者に対する取締役会の監督機能とコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図り、経営の健全性と効率性を高めることを目指したものです。

会社法上の機関としては、株主総会、取締役会、監査等委員会、会計監査人を設置し、また、取締役会の監督機能の維持・向上及び業務執行の責任と権限を明確にするため、執行役員制度を採用しております。

(2) 会社の機関の内容

1. 取締役会

取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く)7名及び監査等委員である取締役3名の10名で構成されており、会社の経営方針、経営戦略、事業計画、重要な財産の取得及び処分、重要な組織及び人事に関する意思決定、並びに業務執行の監督を行っております。

取締役会は原則として毎月1回開催し、必要に応じ臨時取締役会を適宜開催しております。

2. 監査等委員会

監査等委員会は、社外取締役2名を含む3名で構成され、各監査等委員は監査等委員会が策定した計画に従って、取締役の業務執行状況を監査・監督すべく、業務活動の全般にわたり、方針、計画、手続の妥当性及業務実施の有効性、法令及び社内規程遵守状況等につき、重要会議体への出席、重要な書類の閲覧などを通じた監査を行います。

また、監査等委員会は会計監査人から監査の方法と結果につき報告を受けると共に、内部監査室より業務監査の方法と結果についても報告を受けることを通じ、財務報告及び業務執行状況の妥当性を確認いたします。

3. 会計監査人

当社は、独立監査人として有限責任 あずさ監査法人を選任しており、会社法に基づく監査、金融商品取引法に基づく会計監査及び内部統制監査を受けております。

4. その他の会議体等

・経営連絡会議: 当社の経営及び事業に関連する事案についての周知及び情報の共有化を図るため、経営連絡会議を原則として毎月2回開催しております。経営連絡会議には、業務執行取締役、執行役員が出席しております。

・リスク・コンプライアンス委員会: 会社経営に重大な影響を及ぼし得るリスクに対し、リスク管理及びコンプライアンスに関する全社統括組織として、リスク・コンプライアンス委員会を設置しております。

(3) 内部監査の状況

当社は内部監査組織として専任スタッフ3名からなる内部監査室を設置しております。内部監査室は、内部統制の有効性及び実際の業務遂行状況につき、全部門を対象に業務監査を計画的に実施しております。監査計画並びに実施結果は、経営トップマネジメント及び監査等委員会に報告されます。同時に、被監査部門に対して改善事項の指摘・指導を行い、改善進捗状況を随時報告させることにより実効性の高い監査を実施しております。

監査等委員と内部監査室は効果的に監査するために、随時情報共有を行い相互連携を図っていく方針です。

(4) 会計監査の状況

当社は有限責任あずさ監査法人を会計監査人として選任しております。当社は、同監査法人から、会社法及び金融商品取引法の定めに基づく監査を受けており、会計処理等につき監査を受け、随時、課題についても協議・検討を行っております。当社と会計監査人の間に特別な利害関係はありません。

なお、2018年3月期に業務を執行した公認会計士は以下のとおりであります。

・業務を執行した公認会計士の氏名

業務執行社員 公認会計士 古山和則

業務執行社員 公認会計士 富田亮平

(注) 継続監査年数が7年未満であるため継続監査年数の記載を省略しております。

・補助者の構成

公認会計士 3名、その他 6名

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、その職務の遂行に重大な支障が生じ、改善の見込みがないと判断した場合、会計監査人の解任・不再任を株主総会の会議の目的である事項とする方針であります。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められ、改善の見込みがないと判断した場合、監査等委員である取締役全員の同意に基づき、会計監査人を解任する方針であります。

(6) 責任限定契約

当社は、取締役の広瀬省三氏、熊崎龍安氏、市場健二氏、藤間義雄氏及び三谷宏幸氏との間に、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。

(7) 取締役の員数、取締役の選任の決議要件及び取締役の任期

当社は、取締役(監査等委員である取締役を除く)の員数を7名以内、監査等委員である取締役の員数を4名以内とする旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

なお、取締役の任期は以下のとおりであります。

・取締役(監査等委員である取締役を除く) 1年

・監査等委員である取締役 2年

(8) 取締役会で決議することができる株主総会決議事項

1. 自己の株式の取得

当社は、機動的な資本政策を遂行するため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

2. 利益配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会決議において期末配当(基準日:毎年3月31日)、中間配当(基準日:毎年9月30日)、及び任意の基準日を定めた利益配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(9) リスク管理体制の整備の状況

当社は、会社経営に重大な影響を及ぼし得るリスクに対し、リスク管理及びコンプライアンスに関する全社統括組織として、リスク・コンプライアンス委員会を設置しております。リスク・コンプライアンス委員会は以下の役割を担っております。

1. リスク管理・コンプライアンス強化に関する基本方針の策定

2. リスク管理・コンプライアンス強化に関する基本計画(年間計画)の策定

3. コンプライアンス推進担当部門、災害対策推進担当部門及びその他各部門において立案する事項(教育・啓発計画、基本計画に基づく各種施策等)の承認

4. 会社が優先的に対応すべき重要リスクの選定、承認

5. 重要リスク及びコンプライアンス状況のモニタリング

6. ヘルプライン制度の運用

7. コンプライアンス違反等発生時における原因等の調査及び対処方針の決定

8. コンプライアンス違反等発生後の再発防止策の策定

9. その他コンプライアンス違反等を未然に防止するための態勢の構築・維持全般

また、重要項目である情報管理に関しては、「情報セキュリティ基本方針」及び「個人情報保護方針」を制定し、規則に定めのない事項については判断基準を示す等、全社における機密情報管理を統括しております。

なお、個人情報保護の積極的推進策の一環として、プライバシーマークを取得しております。

さらに、当社として法令遵守・企業倫理に関する基準を定めた「JIEC企業行動憲章」「JIEC役員社員行動基準」を2012年4月より施行しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、2016年6月開催の定時株主総会において、監査役会設置会社から社外取締役が過半数を占める「監査等委員会」を有する監査等委員会設置会社に移行しました。この移行は、経営者に対する取締役会の監督機能とコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図り、経営の健全性と効率性を高めることを目指したものです。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	定時株主総会は、集中日を避け、2018年6月21日に開催しました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	開示資料についてはもれなく掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営推進室及び経理部が中心になって対応しております。	
その他	取材、問い合わせ等には、都度個別に対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、社是である「プロフェッショナル・サービス」と共に、経営理念として「顧客への提言」、「社会への責任」、「社員への信頼」を掲げており、ステークホルダーの立場の尊重を経営の基本的考え方としております。当社が培ってきた高度な技術力を提供することを通じ、ステークホルダーの皆様に貢献してまいります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全活動としては、クールビズ、ペーパーレス等の実施、印刷物における植物油インク・FSC認証紙・ユニバーサルデザインフォントの利用等を行っております。また、品質認証(ISO9001)およびプライバシーマークの取得を通じて、提供するサービスの品質と顧客満足向上を推進しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制システムは、親会社であるＳＣＳＫ株式会社が定める基本方針に基づき、リスク管理を徹底し、かつ、社員が、個々の役割を適切に果たせるよう権限と責任が明確化されている仕組みを構築し、これらが適正に機能し、継続的な見直しや改善が進められ、経営者や外部から評価できるものとしております。

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社の業務の適正を確保する体制として、次のとおり「内部統制システムに関する基本方針」を定め、継続的な整備・運用を実施しております。

- (1) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・法令遵守を企業活動の前提と位置付け、全ての取締役及び使用人に対しコンプライアンス意識の周知徹底とこれに準拠した行動の実践を積極的に推進する。
 - ・取締役会の監督機能の維持・向上のため、社外取締役を選任する。
 - ・経営の健全性と効率性を高めるため、社外取締役が過半数を占める監査等委員会を設置する。
 - ・リスク・コンプライアンス規則を制定し、リスク・コンプライアンス委員会において全社的なコンプライアンス態勢の整備及び問題点の把握に努め、適時、取締役会及び監査等委員会へ報告する。
 - ・コンプライアンス推進担当部門を定め、取締役及び使用人へのコンプライアンス研修・啓発を定期的実施すると共に、内部通報制度(ヘルプライン)を運用する。
 - ・コンプライアンスに関する内部監査あるいはモニタリングを実施する体制・仕組みを整備し運用する。
 - ・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力による不当要求に対しては、組織全体として毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない体制を整備する。
 - ・財務報告に係る内部統制については、「財務報告に係る内部統制の基本方針」を制定し、会社法、金融商品取引法、東京証券取引所規則等への適合性を確保するための体制を整備し運用する。
- (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・取締役の職務の執行に係る情報は文書管理規程等に従い、文書又は電磁媒体に記録し保存する。
 - ・文書の保存、管理、廃棄は文書ごとに管理部門を定め、保存期限は文書管理規程による。
- (3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・社内の総合的なリスク管理を推進するため、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、リスク管理に必要な社内規則類やマニュアルを整備する。また、企業価値を毀損しかねない事態が発生した場合には、同委員会が速やかにその情報を集約し、取締役会に報告すると共に、ＳＣＳＫ株式会社へ報告する。
 - ・情報セキュリティ基本方針に基づき、機密情報管理規則、個人情報保護規程を制定し、機密情報の管理徹底と個人情報の適切な保護を行う。また、その重要性及び取扱い方法の浸透・徹底を図るため研修及び啓発を実施する。
- (4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役会は定款及び取締役会規則に基づき運営し、定時開催の他、必要に応じて臨時に開催する。また、取締役会の監督機能の維持・向上及び業務執行の責任と権限を明確にするため、執行役員制度を採用する。
 - ・事業計画を定め、達成すべき目標を明確にし、定期的(月次、四半期、半期、年間)に進捗を確認のうえ、必要な対策や見直しを行う。
 - ・経営上及び業務執行上の重要事項について、それぞれに定例の会議体を設け、協議・検討を行う。
- (5) 当社並びに親会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・ＳＣＳＫグループの一員として企業集団における業務の適正を確保するため、当社の独立性とグループ間取引の適正性に配慮し、情報共有やグループ連携に積極的に取り組む。
- (6) 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことを求めた場合における当該取締役及び使用人に関する事項
 - ・監査等委員会からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合、監査職務を円滑に遂行するために適切な使用人を配置する。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かない。
- (7) 第6項の当該取締役及び使用人の他の取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性に関する事項
 - ・当該使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性を確保するために、監査等委員会は当該使用人の人事について事前に報告を受け、必要に応じて変更を申し入れることができる。
- (8) 第6項の当該取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
 - ・監査等委員会の職務を補助すべき当該使用人は、監査等委員会の指揮命令に従い、監査が効率的に遂行できるよう協力する。
- (9) 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)及び使用人、又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制
 - ・当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)及び使用人は監査等委員会に対して、法定の事項に加え全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度(ヘルプライン)による通報状況及びその内容を速やかに報告する。
- (10) 第9項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ・ヘルプライン運用規程に基づき、前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないように、適正な運用体制を整備する。
- (11) 当社の監査等委員会である取締役の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る)について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - ・監査等委員である取締役がその職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る)について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査等委員会の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じるものとする。
- (12) その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査等委員である取締役が社内の重要な会議に出席する機会、取締役(監査等委員である取締役を除く)及び重要な使用人からヒアリングする機会を確保すると共に、代表取締役、監査法人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催する。
- ・会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項やコンプライアンスに関する事項、内部監査の結果等を適時、監査等委員会へ報告する。
- ・取締役(監査等委員である取締役を除く)又は使用人は、監査等委員会規則に基づく監査活動が、実効的に行われることに協力する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は社会的責任及び企業防衛の観点より、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係遮断を、必要不可欠であると考えております。

反社会的勢力排除に向けた整備状況については、経営管理本部事業管理部を対応統括部署として、不当要求防止責任者を設置し、所轄警察署、関連諸団体、顧問弁護士と連携して、不測の事態に備えると共に、社員に対しては対応マニュアルを開示しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

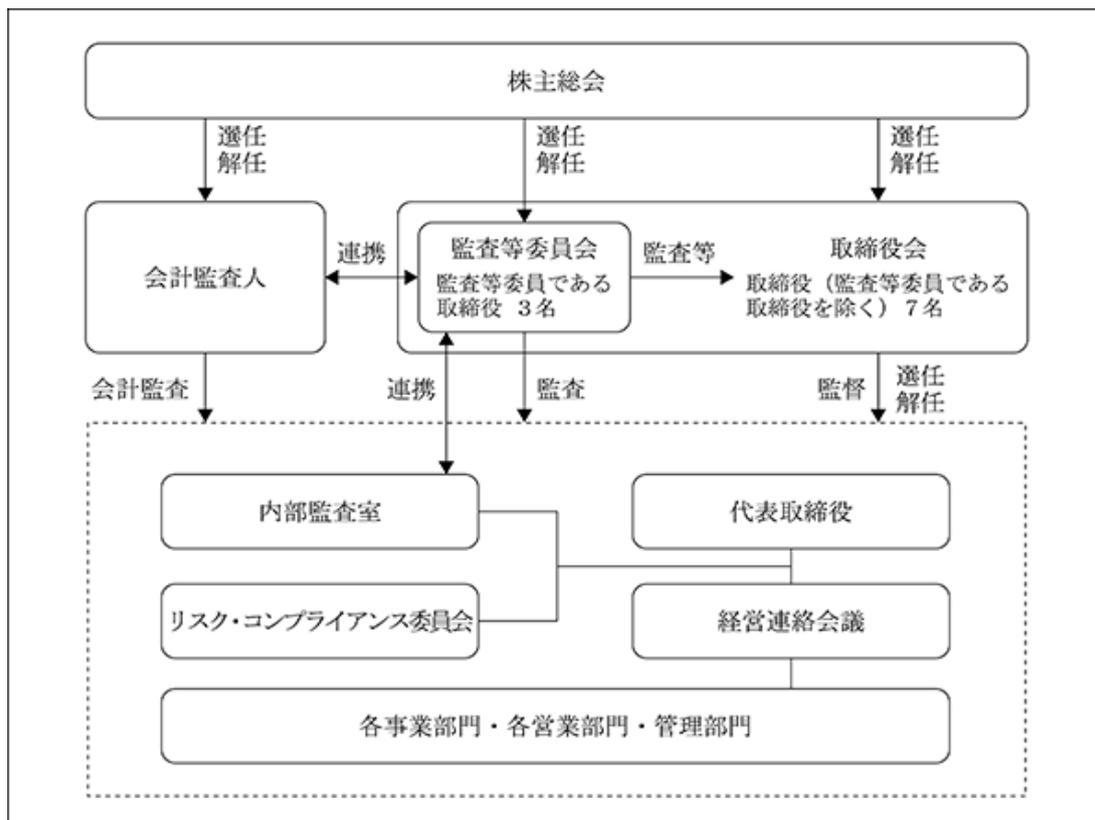
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示実施体制につきましては、下記のコーポレート・ガバナンス体制を前提に、適時開示を要する情報は情報取扱責任者に速やかに報告し、取締役会で意思決定され、迅速に東京証券取引所に開示すると共に、ホームページにもれなく開示しております。
概要につきましては、添付の模式図をご参照ください。



・適時開示実施体制

